

中小企業政策審議会第10回金融小委員会

令和5年6月29日（金）

経済産業省中小企業庁

午前8時30分 開会

○神崎金融課長 ただいまから、中小企業政策審議会第10回「金融小委員会」を開催いたします。

金融課長の神崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

本会議はオンラインでの開催ということで、事務的な留意点を2点申し上げます。

1点目、御発言のとき以外はマイクをミュートにするようお願いいたします。

2点目、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと存じます。

なお、本日より金融小委員会での議論をより充実させるため、中小企業の経営者でいらっしゃいます菱岡工業の岡田委員とヒルタ工業の小田委員に御参加いただいております。よろしくお願い申し上げます。

本委員会は、中小企業金融について審議していくために中小企業政策審議会の下に設置されたものであり、委員として12名の方々が指名されております。本日は12名の委員、皆様全員に御出席いただいております。定足数である過半数を満たしていることを御報告いたします。

それでは、まず最初に、中小企業庁長官の角野より御挨拶申し上げます。角野長官、よろしくお願い申し上げます。

○角野長官 皆さん、おはようございます。中小企業庁長官の角野でございます。

本日も、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、大変御多忙のところ、中小企業政策審議会第10回金融小委員会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今、日本経済は人手不足、それから、物価高、そして、将来起こり得る金利上昇による不確実性の高まりなど、厳しい状況が残る一方で、コロナの感染症法上の位置づけの変更もあって、経済は以前の活気を取り戻し、消費はコロナ前に戻りつつあるところでございます。そうした中で、引き続き厳しい事業者をいかに支援しつつ、そして、コロナ禍で措置してきた金融支援を、経済環境の変化を踏まえながら、どのようにしてあるべき姿に軌道修正させていくか、中小企業金融が抱える課題は山積しております。本日御議論いただく内容も踏まえながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひ皆様方の御知見を賜ることができれば幸いです。

加えまして、これまでの金融小委員会でも議論してまいりました、経営者保証の提供を選択できる新制度の創設に向けまして、先日、おかげさまで中小企業信用保険法が改正されました。それを受けまして、一定の要件を満たす事業者については、信用保証制度において経営者保証を求めることはできないようになります。これまでの御議論に感謝を申し上げますとともに、これまでの金融小委員会で頂戴した御指摘も踏まえながら、引き続き新制度の具体的な制度設計にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きの御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日も、委員、オブザーバーの皆様方の熱い議論を期待いたしまして、冒頭

の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神崎金融課長 続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。

委員の皆様、オブザーバーの皆様には事前に電子媒体をお届けしております。インターネット中継を御覧の皆様には、中小企業庁の金融小委員会のホームページにアップロードしておりますファイルを御覧ください。

配付資料でございますが、議事次第に続いて、資料1が委員名簿、資料2が事務局より御説明する資料となります。御不明な点がある方は、事務局まで御連絡いただければと存じます。

それでは、以降の議事については、家森委員長、よろしくお願い申し上げます。

○家森委員長 先ほど長官から御案内がありましたように、我々が昨年度実施してきた審議の成果の一部が、法改正の形で実現し、これから実際に中小企業の方々に応援していくものとして使えるようになったということでございます。

今回は2月27日以来の久しぶりの会議でございます。それでは、早速議論に移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○神崎金融課長 資料2を御覧ください。

まず、2ページです。

民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピーク、これは今年の7月と来年の4月となっています。

3ページです。

民間ゼロゼロ融資の返済状況は、全業種で見ると52%が元金返済中となっています。データではお示ししておりませんが、企業規模別に見ますと、小規模事業者は54.9%が元金返済中、小規模事業者以外の中小企業は、41.2%は元金返済中と、小規模事業者のほうが返済が進んでおります。

4ページ、本年1月からスタートしたコロナ借換保証の概要です。

既に5.3万件、1.3兆円利用されております。

6ページです。

このコロナ借換保証の実績ですが、5000万円以下の利用が約8割。全業種で見ると、1億円の上限に張りついている方が1.7%となっています。

7ページです。

より業況の厳しい中小企業向けに経営改善サポート保証による借換えを用意しています。この保証制度の上限は2.8億円となっています。

8ページです。

経営改善サポート保証の実績ですが、8000万以下の利用が約7割で、2.8億円の上限に張りついている方はいらっしゃいません。

9ページです。

セーフティネット保証4号の概要ですが、売上げが20%以上減少している中小企業向

けに、一般保証とは別枠で2.8億円の100%保証を行う制度です。

2 ポツに記載していますが、2020年2月から、コロナ対応として全都道府県を対象としています。指定期間は現時点では本年9月末までとなっています。

10ページです。

コロナ対応のセーフティネット保証4号について「借換あり」の中小企業と「借換なし」の中小企業に分類した上で、セーフティネット保証4号以外の信用保証制度の利用中小企業との間で、その財務状況を比較してみました。

財務状況については、CRD区分を利用しており、1から3区分に属する事業者は倒産確率が相対的に高く、7から9区分に属する事業者は倒産確率が相対的に低くなっています。

「借換あり」の中小企業は1から3区分に属する事業者が多く、「借換なし」の中小企業は、セーフティネット保証4号以外の信用保証制度、多くは80%保証でございますけれども、これらを利用した中小企業と財務状況は大きな違いがございません。

なお、ここで言う「借換あり」の中には、単純な借換えだけでなく、借換えプラス新規融資も含まれております。

11ページです。

セーフティネット保証4号については、23年4月末時点で保証承諾件数のうち55.3%は借換えで、徐々に保証承諾件数に占める借換えの比率が高くなっています。

12ページです。

コロナ前は、保証債務残高に占める80%保証の割合が上昇傾向にありましたが、コロナ禍では、セーフティネット保証4号や危機関連保証といった100%保証とひもづけた民間ゼロゼロ融資を実行したため、80%保証の割合が大きく減少しています。

13ページ、ここからは日本公庫のコロナ融資についての資料です。

足元ではコロナ融資として金利を大きく引き下げたスーパー低利融資を実施していますが、申込み期限は現時点で本年9月末までとなっています。

14ページです。

足元では日本公庫のコロナ融資の申込み件数は落ち着いています。

15ページです。

日本公庫のうち、小規模な事業者を対象としている国民事業のコロナ融資の返済状況ですが、6割近くが元金返済中となっています。

16ページです。

日本公庫のコロナ融資については、借換実績が4割程度となっています。

17ページです。

日本公庫の資本性劣後ローンの概要ですが、こちらも申込み期限は現時点で本年9月末となっています。

18ページです。

日本公庫の劣後ローンについては、比較的な小規模な事業者での活用も進んでおりまし

て、件数ベースで見ると、国民事業分が約2割となっています。

19ページ、劣後ローンを活用することで黒字化した事例の御紹介です。

劣後ローンの支援先のその後の状況についても、引き続き、精査、フォローを進め、劣後ローンの支援効果について今後整理したいと考えております。

20ページです。

日本公庫の劣後ローンは、民間金融機関との協調支援が原則となっていますが、協調支援を希望しない場合は、税理士、診断士等の3.5万の認定支援機関の支援を受けて計画を策定すれば劣後ローンの対象となります。現在、全国の認定支援機関に周知を進めているところでございます。

22ページ、中小企業活性化協議会による支援実績です。

足元では相談対応件数が増加していますが、今後、再生計画策定支援件数も増加することが見込まれております。

25ページ、ここからは信用保証協会の経営支援についての整理です。

今年の骨太の方針に、信用保証協会等による経営支援の強化が位置づけられております。

26ページです。

保証協会が経営支援を行うに当たっては、まず、支援先のターゲティングが課題になります。保証協会は、金融機関ほど中小企業にとって近い存在ではありません。そのような中、一部の保証協会では、金融機関と信用保証協会の経営支援先の対象の情報を共有し、事業者単位での役割分担の確認を行うといった取組を進めております。同時に、保証協会だけで経営支援を行うには限界がありますので、保証協会と連携した金融機関によるさらなる取組を促す仕組みも必要ではないかと考えております。

27ページ、続いては支援体制の確保も保証協会の課題です。

そのような中で、一部の保証協会では、金融機関と人的交流を進めたり、職員をトレーニーとしてよろず支援拠点に派遣したりすることなどにより、協会職員の経営支援スキルの向上に努めています。こうした取組を促進するため、経営支援補助金の運用改善なども検討したいと考えております。

また、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会との連携の仕方、役割分担についても明確化していく必要があると考えています。

28ページ、再生支援です。

一部の保証協会では早期の再生支援を促すために、金融機関と目線合わせによるターゲティングを行った上で、協議会が行っている「収益力改善支援」あるいは「プレ再生支援」等につなげるといった取組を進めています。

昨年9月に保証協会と協議会による連携協定締結を行いました。協定締結後の取組状況も精査し、協会と協議会の連携による再生支援の好事例集の作成、公表も考えてまいりたいと思います。

32ページです。

経営者保証については、経営者保証ガイドラインの３要件の充足状況を基準にして、この資料にございます①から③のカテゴリーごとにアプローチを進めてはどうかと考えています。

38ページです。

民間ゼロゼロ融資や公庫のコロナ融資について、その効果を具体的に検証していきたいと考えています。効果検証については、別途、経済学者の方々をメンバーとする研究会を開催し、本小委員会の家森委員長、滝澤先生にも御参画いただくこととしております。

40ページからは経営者保証改革の進捗状況です。

40ページは、本年３月からスタートした、創業時に経営者保証を求めない信用保証制度についてです。

41ページに都道府県別の利用状況を整理しました。

まだ利用がゼロの地域もございます。地域の個別事情もあると思いますが、創業をサポートされている委員の方々、金融団体や中小企業関係団体の皆様方におかれましては、ぜひ広報、周知活動に御協力いただければ幸いです。

42ページです。

この制度の利用者は、いわゆるスタートアップ系の創業から地域に根差した飲食店の創業といったところまで、幅広い創業に活用されております。名称は「スタートアップ創出促進保証制度」となっておりますけれども、幅広い創業に活用できる制度ということでございます。

43ページです。

本委員会で御議論いただきました、経営者保証の提供を選択できる信用保証制度の創設ですが、冒頭、長官の角野から御紹介がありましたけれども、先日閉会した国会において中小企業信用保険法改正案が成立しました。信用保証制度を利用している中小企業のうち、76％は従業員20名以下の小規模な事業者です。こうした小規模な事業者の経営者保証解除に本制度が効果を発揮すると考えております。今後、制度の詳細設計を進めてまいります。要件の一つである、右側の②でございますが、法人から代表者への貸付け等がないことの具体化などが必要になってまいります。

44ページです。

まさにその要件の具体化のところでございますが、法案審議の際の西村大臣からの答弁の御紹介です。

上から３つ目のパラグラフですが、法人から代表者への貸付け等がないこと、そういった要件の中で、役員報酬や配当が社会通念上適切な範囲を超えないことというのを要件の中に位置づけることも考えられるという答弁になっております。

いずれにいたしましても、要件の具体化に当たっては、利用者たる中小企業にとって分かりやすい要件にしつつ、金融機関や保証協会の実務にも配慮していく必要があると考えておりまして、引き続き議論させていただければ幸いです。

48ページです。

セーフティネット保証の認定については、市区町村長が担っておりますけれども、コロナ禍での教訓を踏まえ、認定申請手続の電子化を進めております。

具体的には、本年度から電子申請のプラットフォームを構築したところですが、現時点では今年度からの導入希望自治体は65にとどまっております。プラットフォームの利用に当たっては、費用負担が生じるのではないかといった誤解もございますので、本年7月に全国の自治体向けに説明会を開催し、利用拡大を進めていきたいと考えております。

52ページ、御議論いただきたい論点でございます。

まず、コロナ資金繰り支援の現状についてです。

1つ目として、コロナのセーフティネット保証4号、100%保証ですが、適用期限は本年9月末までとされている中、借換目的利用が増加していること。借換目的以外でも、利用者の経営状況は、他の保証制度の利用者と変わらないことなどを踏まえ、今後の在り方について検討してはどうかということ。

そして、公庫の資金繰り支援でございますけれども、これも9月末までとされておりますが、足元や今後の中小企業の資金繰り環境などを踏まえ、今後の在り方を検討してはどうかということ。

なお、コロナ資本金劣後ローンについては、事業再生の局面でも有効であること等も踏まえ、その在り方を検討してはどうかと整理しております。

次に、保証協会の支援の在り方については、経営支援や再生支援の取組をどのように促していくのか。そして、協会が金融機関や各支援機関と連携して行う経営支援や再生支援の取組をさらに促進する観点から、取組をフォローアップする仕組みを検討してはどうかと整理しました。

例えば地域の支援機関である保証協会、よろず支援拠点、活性化協議会のそれぞれに対して、他の支援機関の取組や期待する役割、こういったもののアンケート調査なども行って、今後の進め方を検討するのも一案かなと思っております。

53ページです。

創業時の経営者保証の提供を求めない信用保証制度、スタートアップ創出促進保証でございますが、利用の少ない地域への働きかけを含め活用を促進していくこと。

②として、経営者保証の提供を選択できる制度の創設については、先ほど御説明した要件の具体化をどうしていくのか。

そして、最後でございますが、小林先生から繰り返し御指摘いただいているコベナンツを活用した経営者保証の解除については、金融機関によるコベナンツ活用事例の把握、そして、横展開を検討していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○家森委員長 ありがとうございました。

角野長官から、中小企業金融に関して課題は山積しているという御説明があったように、

それに対応していろいろなことをされているので、盛りだくさんの御説明がございました。これから、ただいまの事務局説明、特に御議論いただきたい論点①②という部分について、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思います。

今回も、委員の方の御発言が一巡した後にオブザーバーの方から御発言の希望があれば伺いたいと思います。御希望がありましたら、ぜひ御発言をお願いいたします。御発言の希望のあるオブザーバーの方は、Webexの手挙げ機能を使われるのではなく、コメント欄に発言希望の旨を御記入ください。委員に続いて私から順に指名いたしますので、皆様方におかれましては指名の後に御発言をいただこうと思っております。

なお、新しく御参加された委員の皆様は、他の委員の御発言も参考にされたいと思いますので、今回は最後のほうに指名させていただこうと思います。私の司会は、通常、名簿の順をお願いしておりますので、岡田委員は「お」ですので2番目になってしまうのですが、今日のところ後のほうに回っていただくというような予定でおります。

それでは、まず、大槻先生からお願いしたいと思いますが、今日の時間制約からして、1委員大体3分めどで御発言いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。
○大槻委員 かしこまりました。名簿順で1番目の大槻でございます。

すみません。今日は比較的早く抜けなければいけないので、後半のほう、特に、オブザーバーの金融機関の方々の御意見は、ぜひ、今日のこの論点について、いろいろと金融機関と一緒にやっていくのがよかろうと思われる点についての御意見は聞いてみたいところだと思っておりますので、後ほど議事録等で見させていただきたいと思います。

この論点についてなのですが、まず1点目については、大原則として、先ほど、長官からもありましたけれども、これだけ経済環境が変わってきている中ですから、価格競争でやっていくという従来型の経営、生き残り戦略では難しいと思われます。その中では、個人と企業をより一層分けて考えるべきだろうと思っております。

具体的には、よく言われることかもしれませんが、企業の支援というところについては、あくまで成長のためであると。これは個別の企業も、それから、日本全体の成長力もという意味であって、サポートする、下支えするということは、個人個人の失業保険とか、その他のセーフティネットの適用の充実を行うことで考えるべきではないかと。要は、企業については、整理淘汰も場合によってはやむを得ないとして、それを事業転換として後押しするような施策を考えるべきではないかと思っております。その意味で、7月以降の期限を迎える支援策については、もう一度改めて、その効果検証とともに考え直すべきであらうと。やめるところはやめるべきだと思っております。

2番目の保証協会の支援については、これも同じく個人によりフォーカスを当てた、特に経営者のリスクリングにフォーカスを当てたような支援もできないのだろうかということを思った次第です。これは、金融機関さんが日頃接しているであろうCF0とか財務担当の方も含めた経営者の方たちを、いかにして一層レベルアップしていくかということです。

それから、3点目については、本当に、原則として経営者保証を求められない要件を決

めたという、これは非常に大きな一歩だと思っております、ぜひともこの新しい制度をより使われるように普及に努めていただきたいと思います。

それと同時に、金融庁さんが進めている事業成長担保融資、こちらについても進めていくことで、それらトータルで金融庁さんが定期的に行っている、保証を求めない融資の比率などもしっかりとフォローアップして、よりスタートアップの方々に起業がしやすい、チャレンジがしやすい形をつくっていただければと思います。

具体的なことをあまり申し上げなかったのですが、先ほど御説明のあったアンケート調査、それから、金融機関のインボルブメントについては、全て賛成です。よろしくお願いします。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、河原委員、お願いいたします。

○河原委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。公認会計士・税理士の河原万千子です。

まず、コロナの資金繰りの現状につきまして、4号のセーフティネット保証について、事務局の説明に対して、特段異論はございません。

私からは、緊急時の金融支援の在り方そのものを検討すべきことを提案いたします。

例えば、事前準備として、申込者が窓口で殺到することがないように、ミラサポplusを活用して、平時から決算ごとにロカベンに入力する事前登録リストの仕組みを設けて、登録した中小企業者を優先して金融支援できるようにするという仕組み、こちらの仕組みは、早期経営支援にも活用できる要素があると思うので、検討いただきたいと思います。

それから、2番目の信用保証協会の経営支援に関しましては、連合会さんは、経営力再構築伴走支援推進協議会の構成機関であり、先週公表されました「経営力再構築伴走支援ガイドライン」の策定に関与されていますので、各地の保証協会におきましては、伴走支援が展開されることを期待したいと思います。このためにも連合会さんにおかれましては、伴走支援ガイドラインの周知はもとより、伴走支援プラットフォーム活用の優良事例の横展開を進めていただきたいと思います。支援ツールとしてロカベンが推奨されています。私自身、ロカベンの関係者として、できることは協力したいという思いもございます。

保証協会は、各地域で全体を見渡せる唯一の立場である、このことをしっかりと、関係者の皆様、自覚を持ってリレーションの構築を図り、地域のハブとして活性化協議会、よろず支援、事業承継・引継ぎセンターなど、公的相談機関と人的交流を進めていただきたいと思います。全体を見渡せる唯一の立場、ここをしっかりと活用いただきたいと思います。

3点目の経営者保証に関しまして、まず、スタートアップ保証は、創業3年目、5年目に決算書をチェックとありますが、最初が肝心です。法人設立と最初の決算に関して、何らかの教育的な支援の機会があるべきではないでしょうか。

それから、経営者保証を選択できる制度に関しましては、貸付だけではなく、役員報酬や配当を明記すること、これは極めて大切だと思います。「など」という曖昧な記載であ

ると、なかなか浸透できないということは常々思っています。大切なことは、法人と経営者、資産、経理が明確に区分されていること、そして、経営者が個人的に負担すべき費用などは含めないこと、この当然なことも、改めてきちんとアナウンスしていただきたいと思います。

最後に、本日、間接金融のみがテーマとなっていますが、本委員会に關係するエクイティ・ファイナンスに関して、先週、中小企業政策審議会で、今後の中小企業政策の方向性の、飛躍的成長に資する5つの報告書、ガイドラインの一つとして、「中小エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイダンス」が公表されましたので、委員の皆様へ情報共有として私からお知らせいたします。

○家森委員長 河原先生、どうもありがとうございました。

続きまして、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

まず、論点1の②ですかね。事業再生の局面でも有効かどうかのところについては、38ページに効果検証がうたわれております。ぜひお願いしたいなと思っております。

倒産は本当に歴史的低水準だと思っています。これは、恐らくリーマンショックからの金融円滑化法等によるリスク対応、これは2018年まで続いたと思いますし、その後、2020年から今回ゼロゼロが始まったということで、さらに低水準が続いたということだと思います。これは政府が丸抱えの与信をしたということだと思っています。

この間に起きたことは、特にコロナで顕著ですけれども、経常利益率が上がって営業利益率が下がるという、要は本業で稼げなくなるという状況だったのではないかなと思っています。長官のお話でも、今後、不確実性が高まるというお話がありましたが、稼ぐ力に注目が多いいのではないかなと思っています。

そういった意味では、全体の売上高の増加傾向、全国データバンクのデータを見ると、2021年の売上高の総計は1,152兆円ぐらいあるらしいのですけれども、それは2019年比でいくと99兆円ぐらいマイナスらしいのです。大きく売上高が減っているというところは注目をしたいし、これから稼ぐ力を上げるのであれば、そこを上げていく必要がある。そうではないと、人手不足の中で給料を上げるという原資がつかれないのではないかなと思っています。そういった意味では、そういう大きなトレンドの数値もぜひ見ていただきたいなと思っております。

あと、論点3の経営者保証改革のところですが、これも支援制度ができたということで大変素晴らしいと思っています。この制度ができることによってどこが変わるのかというところは、ぜひ注目して見ていただきたいと思っています。

私が思うに、この経営者保証改革は、日本の商習慣を変えるきっかけになるのではないかなと思っています。これまで中小企業でよくある利益の使い方というか、行き道ですが、たとえばもうけが出ると、経営者の報酬を上げて経営者に所得税を払わせてプールするみたいなことですね。これは、逆に行くと、損が出たときには経営者からの貸付け

が起きるみたいなトレンドがあるということだと思っていますが、やはり、利益は会社のものだということで、会社に投じて再投資するという感じに行くといいなと思っています。経営者保証がなくなるということで、そういうことが起きればいいなと思っています。

あと、経営者保証と言えば、金融機関だけではなくて、リース会社とかも経営者保証を取っているということだと思います。やはり相当数多いと聞いております。これも外そうとなると、リース料が上がるとかリース期間が短くなるとか、そういうことでいろいろな影響が出るのではないかなと思っています。こういったところは両方とも企業のキャッシュフローに影響が出る話だと思うので、商習慣が変わるのだとすると、そういうキャッシュフローとかの数字に変化が出るのではないかとこのところに注目して見てもらえるといいなと思っております。

以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、小林先生、お願いします。

○小林委員 どうもありがとうございます。

まず、1番目のコロナ資金繰りの現状のポイントです。

コロナというのは未曾有の危機状況ですから、中小企業の資金繰り支援をするということとは非常に有用だったと思いますし、その関連で、セーフティネット保証4号の期限を延長するというのも、方向性としては正しいと思います。

ただ、一方で、そろそろ100%保証の在り方を考え直す、違う言い方をすると、正常化に向けてどのように道筋を設けるのかということも考えなければいけないということも事実だと思っております。この資料によりますと、保証について100%保証の割合がぐっと増えた点が統計として出ております。民間と保証協会の責任分配ということは、後で保証協会の支援の在り方のところでも出ますけれども、金融機関との連携の下で事業者を支援していくというためにも、責任分担というのは非常に有用な方向性だと思っておりますので、その方向も十分意識して、今後の資金繰り支援を考えなければいけないと思っています。

具体的に言うと、このセーフティネット保証の借換えの対象債務がコロナ融資に限定されていればともかく、これはコロナ融資に限定されていない、その前の債務についても対象にするということは、コロナの前の段階で非常に経営状態が苦しくて、債務が払えない状況でもこの100%の借換えでそれが救われる、そういう状況も予想されるところなので、本当にそういう状況が続くことがいいのかどうかという視点も重要なのではないかなとは感じております。

2点目の信用保証協会の支援の在り方なのですけれども、信用保証協会というのはリソースも限定されていますし、事業者との関わりも薄いということなので、やはり民間金融機関、あるいは活性化協議会という既存の支援機関との協調体制は必要だと思っておりますので、どうやってその協調体制を進めていくのかという視点での検討は非常に重要だと思

っております。

この資料に書いてある今後の方向性として、いろいろな好事例が書いておりますけれども、その好事例を参考にそれを推進するという方向性がないのではないかと感じました。

3番ですけれども、経営者保証改革です。

スタートアップ創出についての無保証の利用件数が地域でばらつきがあるということなので、これは周知をしたほうが良いというのはそのとおりだと思います。さらに、これは3年目から5年目にかけ、その後、企業が成長する過程で融資がどうなるのか、融資についての経営者保証がどうなるのかという方向性も示さないと利用しにくいのではないかと感じておりますので、その辺の御配慮も必要かと思っております。

それから、経営者保証の提供を選択できる制度の創設、これはいい方向だと思っております。ただ、気をつけなければいけないのは、1つ目は、いわゆる経営者保証ガイドラインの3要件を満たしているものについては、保証料の上乗せをしないで経営者保証を解除するということも忘れないでいただきたいと思います。つまり、この保証上乗せの制度ができると、そちらに安易に流れて、本来であれば経営者保証を、保証料の上乗せをしないでも解除するような事案でも、保証の上乗せ方向に安易に行かないようにすることも必要だと感じております。

それから、2つ目です。この新しい制度の下では、要件を明確化にするということも賛成ですので、ここに書いてあります、法人から代表者への貸付け等がないことの要件の中については、役員報酬や配当が社会通念上適切な範囲を超えないことといった考え方で整理するのも賛成なのですけれども、分かりやすい要件にしたほうが良いとは思っております。

それから、3つ目なのですけれども「コベナント契約の活用促進」です。これだけだと分かりにくいと思いますが、これは常々私は思っているのですけれども、経営者保証についての経営規律の促進の機能と、経営者保証の弊害、スタートアップで経営者保証があるとなかなかできない、成長にも経営者保証があると、そういう方向に行かない、事業再生にも着手できないという弊害を除去する両面を達成するものが条件つき保証だと思っております。条件つき保証というのは、つまり、経営者が、経営規律にとって重要な事項を守れば経営者保証は発生しないというような条件つきの経営者保証制度を活用するということです。そうなれば、経営者としては、経営規律を守れば、自分個人の経営者保証責任というのは生じないわけですので、経営規律を守るというインセンティブには働く。そして、経営規律を守ってさえいれば、自分の個人債務である経営者保証が発生しないのですから、経営者保証のいわゆる弊害と言われるものも除去できるという意味で非常に有効だとは思っています。

ただ、これについては、モニタリングコストがかかるということで、あまり活用されていないという状況なのですけれども、私はここで誤解があるのではないかと感じていて、ここで言うコベナント、いわゆる経営者保証が発生する条件というのは、いわゆるローン

契約上の失期事由のコベナントは全く違うものでして、これだけは最低限経営者が守るべきだということを条件づけにすると理解しております。

例えば、金融機関に対しての財務情報の開示、これはしっかりする。そこに重要な事項については虚偽を含めないというものだけを条件にする。そのような条件付けであれば、そのモニタリングコストはかからないのではないかと思います。さらに企業が継続している期間、つまり保証債務がまだ発生していない期間にモニタリングする必要はないわけで、企業が経営破綻して経営者保証が発生する段階、履行請求が来た段階で、後で振り返ってそういうコベナントを守っていたかどうかを審査すればいいので、そういう正常な時期でのモニタリングは必要ないと思いますので、モニタリングコストもかからないのではないかと思います。ですから、これがもう少し利用されてもいいのではないかと考えていますので、いい活用事例をぜひ横展開していただきたいと思います。

加えて、信用保証協会の求償権についての経営者保証についても、この条件つき保証というものが全然利用されていないようなのですけれども、信用保証協会の融資についても、零細な企業のガバナンス体制をどうするのかというのは課題になっておりますが、この条件つき保証制度を利用することによって、これだけ守れば経営者が個人保証を負わないというような条件づけをうまくすれば、経営者にとって、ガバナンスをしっかりと、経営規律をしっかりとするというインセンティブにもなって非常に有効なのではないかと常々考えていますので、それについても御検討いただければなとは考えております。

少し長くなって失礼しました。

○家森委員長 小林先生、ありがとうございました。

特に3番の(3)のところを詳しく御解説いただき、ありがとうございました。

それでは、続きまして、嶋津委員、お願いいたします。

○嶋津委員 ありがとうございます。JaSFAの嶋津です。

私も論点に沿ってお話させていただければと思います。

1点目のコロナ資金繰りのところですが、こちらは、ほかの委員の皆様賛成でして、コロナもある程度落ち着いてきたという中で、特に100%保証の部分も含め、縮小だったり廃止だったりというのを考えるタイミングなのかなと思います。

その際に、国民全体、社会全体の合意形成として、コロナがもう終わるのだということをきちんと国の中央から発信するというのが1つ大切なかなと思います。

コロナによってどうしても社会が変容してしまった部分があり、完全に元にはもう戻らないということは自明なのかと思うのですが、いつまでもコロナ前に戻るということを待っているという部分もあれでして、戻らない限りはまだポストコロナである、コロナ後の世界であると定義してしまうと、いつまでもコロナの後、コロナが終わっていないコロナの影響がまだ続いているという状況になってしまいますので、社会が変わった、変わったというか、これがニューノーマルであって、もうコロナ禍の終わりの部分というよりは新しい時代の始まりの部分に今立っているんだというところ、これについては制度の

変容をと併せて、一つコミュニケーションをしっかりとるべきなのではないかと思います。

2点目の信用保証協会のところ、特に経営支援のところについて述べさせていただければと思いますけれども、経営支援の強化、支援力を高めるというところにおいては、外部の活用というところを進めるということもあるのかなと思って、特に経営支援、再生支援と（１）（２）はなっておりますけれども、手放す支援、畳む支援、承継する支援みたいなところも、もう一つセットで考えていくというのもありなのかなと思います。

特に労働人口が減っていく中で、この企業数を維持していくというのはもう不可能なのかなと思いますので、どのようにM&A、合併をどうしていくのか、あるいは畳んでいくのか、何を残し何を残さないのか、そういうところも含めて、この信用保証協会、金融機関の皆様がひとつ音頭を取って御支援いただけると、全体として効率性も上がっていくのかなと思います。

特に、外部支援の中でも、人材の供給というところは、皆様困っていらっしゃるのかなと思いますので、この人材支援の強化というののも一つあるのかなと思います。

3点目の経営者保証のところなのですけれども、こちらについては、（２）のところで、経営者が融資を受けながら経営者保証を外しながら、公私混同してしまうという懸念のところでございますけれども、こちらは経営者が変わる場合の配慮というのを一ついただけたらと思います。

というのも、ある程度デットがたまっているような先で、経営者保証を解除して、新しい優秀な経営者を迎え入れるみたいなことが、我々、サーチファンドをやっているという局面が出てくるのですけれども、そのときに、本当に優秀な人材をどこから連れてこようと思うと、ある程度の報酬を払う必要はやはりあると思うのです。機会を大切に思う、自分の成長だったり社会をつくるという社会奉仕みたいなところに思いを持っている方々もたくさんいらっしゃるのですけれども、とはいえ、この資本主義の中で、ある程度その機能を存続させていくという中では、その方に見合っただけの報酬が一定減ったとしても、ある程度担保されなければならない。

その中で、社会通念上適切というのが、その地域のそのサイズの中小企業の適切というところに引かれてしまうと、別のセグメントから人を引っ張ってこられなくなるわけです。経営者保証を負うのか、あるいは給料をそこまで下げるのかみたいな話になると、先ほど申し上げた人材の流入、人材の流動化というところはかなりハードルになるのかなというのを懸念しております。その意味でも、特に海外のテック企業だとトップ・オブ・ザ・マーケットとか言ったりしますけれども、その人材の市場価値、その人材の最適報酬というのは市場価値を鑑みたときにどのぐらいなのかというのを1つ参考に、その方の報酬を決めるという考え方があります。

それをやってしまうと、かなり複雑になりますので、先ほどから、制度をなるべくシンプルにというお話がありましても、まさにそのとおりだなと思っておるのですけれども、この社会通念上適切というところに一つ御配慮いただけたらと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、滝澤先生、お願いします。

○滝澤委員 御指名ありがとうございます。学習院大学の滝澤です。

いろいろとデータを御提供いただきまして、ありがとうございました。

1 番のコロナ資金繰りの現状につきましては、支援対象の規模感について、企業数とか借入額、保証承諾実績で把握することというのは必要最低限であるといったしまして、可能な範囲で売上高とか付加価値、従業員数なども把握していただけるとありがたいなと思います。

そのようにすると、どの程度のアウトプットを生み出している事業者を対象にして、どの程度の資源を使っているのか、そういう比較が可能になると思いますので、定量的なデータというのも把握していただけるとありがたいと思いました。

信用保証割合についてですけれども、これまで委員の先生方もおっしゃられましたけれども、コロナ禍のセーフティネット保証 5 号からの借換えを 100% 保証するという点については、正直申し上げるとやや違和感があるように思います。

基本ラインとして、各企業の事業に関する先行きの見通しというものについて、金融機関が目利き能力を発揮して支援の是非を判断するというものを基本線とするのであれば、100% 保証である必要性というのはどの程度あるのかということをおもいました。

それから、資本金劣後ローンについてですけれども、この点、価格づけは難しいと思いますが、プライシングについて、劣後ローンなので通常は高い金利になるはずですが、価格設定に対して、聞き逃したかもしれませんけれども、合理的な説明があるという場合はお伺いできればと思います。

それから、中小企業活性化協議会については、取組に関するEBPMというものをしているのであれば、その中身を知りたいと思いました。

2 番目の信用保証協会の在り方については、恐らくですけれども、協会間で大きな異質性があるように想像しています。ですから、個々の協会に関する総括的な評価というものが今後必要になってくるように感じました。

最後の 3 番目の経営者保証改革については、金融機関側に細かな懸念というのがありそうですね、これまでも恐らく調べられてはいると思うのですが、外してはまずいと思われる過去の事例等を集めて示されるというようなことをしてもよいかもしれません。

今気づいた点、私からは以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、長谷川先生、お願いいたします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

コロナに対する融資並びに保証の在り方については、ほかの委員の意見と同じでございまして、特に先ほど滝澤委員がおっしゃったように、単純に 100% を延長するというのは、

私も違和感がありまして、むしろ何%にするかというのはまた御議論いただければと思うのですが、経営努力をきちんとされているところと、そうでないところというものを大きく差をつけるというのが必要な概念ではないかと。苦しいから延長してちょうだい、あるいは保証をもっと増やしてくださいということではなくて、経営努力をどれだけしているのかということについて、金融機関なりがきちんとフォローいただくということとセットで、この保証割合というのも決めるべきではないかと思っております。

2つ目として、私が取り上げたいのはスタートアップ創出促進保証でございます。

今年の3月から制度ができておるのですけれども、まだ308件で35億円という実績しかなくて、都道府県によってはゼロ、実績なしという県もたくさんあるということと見ております。それで、これはまだ始まったばかりなので周知が足りない。みんな知らないから使っていないということかも知れませんが、一方で、制度として使いにくいところがあるから使っていないのかもしれないということで、さらなる見直しというのもあっていいのではないかと思います。

私の認識が不足しているのかも分かりませんが、資格要件とすると、これから創業したいという予定者と創業5年未満の創業者という条件なので、いわゆるスタートアップあるいはベンチャー企業としてこれから日本を背負って立つみたいな会社とは限らず、これから会社をつくらうという人は誰でもこれを使える定義になっている。かつ、1年は据え置きいただけたらいろいろな制度があり、かつ、経営者保証も要らないということなので、もっともっと本当に国が今重点を置こうとしているスタートアップを輩出するためには必要不可欠な制度なのではないかと思っております。

したがって、資格要件に本当にスタートアップ企業なのか、それとも、全然スタートアップと関係ない、単に会社をつくったというだけの会社なのかの区分けが資格要件にないものですから、したがって、家森委員長がつくられたチェックシートの中に、債務償還力とか安定収益性とか資本の健全性という要素を、3年後、5年後にチェックしなくてはいけないという項目が入っておるのですけれども、例えば2期連続で赤字でないというのを、3年後にチェックしようということは、2年目から黒字にしないといけないということなのです。

ですので、3期分の決算書を出さなくてはいけないうきに2期連続赤字では駄目ということは、1期目は赤字でいいけれども2年目から黒字にしないでいいけないという、項目に実質なるので、ということは、ディープテックとか、研究開発型企業ですと、会社をつくって2年目から黒字というのはきついということも含めてですし、EBITDAも必ずしもプラスになっていないところもあると思いますので、そういった意味では、私の意見からすると、この経営者保証を必要としない制度というのは、ぜひもっともっと普及させるべきだと。こういうものがないとスタートアップは伸びない。そのためには、やはり資格要件を、スタートアップなのかそうではないのかという区分けを少し入れることによって、多少チェックシートとの連動を変えたほうが、よりみんなが使うのではないかという

ことを指摘申し上げます。

以上です。

○家森委員長 長谷川先生、ありがとうございました。

続きまして、古川委員、お願いいたします。

○古川委員 古川です。よろしくお願いいたします。

時間もあまりないので議論の論点を中心に絞ってお話ししたいと思います。

まず、コロナ資金繰りの現状の100%保証の期限の問題ですけれども、小林先生をはじめとして多くの方がおっしゃるとおり、このコロナに関しての支援策というのは、今から3年ちょっと前に始まった、あの当時でいくと、ここからどんな社会的影響が起きるか分からない、ある意味では混乱した中での緊急対応の資金繰り支援みたいな形で打ってきたものもいっぱいあるのです。

少なくとも現場で、今日も実は福島におり、この後、個社支援で回るのですが、現場で相談対応をしていますが、コロナがどうだということよりは、先ほどの北村委員、また、長官からもお話があったように、このインフレ局面、原材料高、人手不足、人件費高騰等々の中でどうやって粗利が稼げるかとか、手元に金が残せるかというところの勝負の相談なので、そういう意味では、セーフティネット保証4号を活用してコロナ対応で100%保証をやりましたけれども、元来の80%保証に戻し、金融機関を中心に置いたこの経営支援の在り方というところのものと土俵に戻していくことが、この局面ではすごく大事なように思います。

ですので、コロナ禍で措置された資本金劣後ローンとかも含めていろいろなものがありますけれども、3年経ちましたので、一通り整理をした上で元に戻すものは戻すと。この局面において必要なものに関しては、さらに広報に努めるというような整理をする局面だろうと思っています。

あと、保証協会の部分ですけれども、これは、先ほど滝澤先生もおっしゃっていましたが、都道府県の保証協会によって取組がかなり違うというのが現実の問題で、金融機関との連携をどうするかということで、様々なところでの議論で「連携」という言葉が出るのですけれども、具体的に経営支援というものに関してどのように連携できるかということを中心に例示で示すということをもっと強化していくことが大事なかなと思っています。

そういった意味においては、保証協会とか活性協は、基本的にもともと金融支援分野の方々に構成されているので、「稼ぐ力」を高める経営支援分野の専門家とどう繋げていくか、つまり「金融支援と経営支援の連携」というところを具体的に例示しながら、そちらへ誘導していくみたいな見せ方というのは大事だろうと思います。

あと、スタートアップ創出に関しては、これも多くの方がおっしゃっているとおり、知られていないという課題が一つありますし、あと、創業とスタートアップはどう違うのかとか、ベンチャーと中小企業がどう違うのかという、定義がほわっとした中での話の中で、

スタートアップという、うちは関係ないのかというのを思っている方が非常に多い。これは事業者だけではなくて支援者にも結構あるのが現実だと思います。

ですので、今日例示いただいた中では中華料理店の事例がありましたけれども、こういう形でも使えるんだということの周知をまずする上で活用を促していくということが大事かなと思います。

あと、経営者保証に関しては、法人から代表者への貸付け等がないことという要件、それはそれで大事なことだと思うのですが、現実には、現場ではその逆で、事業が厳しくて経営者が自分のお金を突っ込んでいると。突っ込みまくってどうにもならなくなった結果、役員からの借入金は基本的には会社のお金という形で、最後、実態バランスを見ちゃいますから、そうすると、もう何も手元にない自己破産みたいな形になってしまうので、一概に経営者が社会通念上適切な範囲を超えて役員報酬云々とか、法人から代表者が貸付けを受けているとかというところは、否定はしないのですけれども、そうではない逆側があるという現実も見えておく必要はあるのかなという個人的な感想を持っています。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 野村證券の本田でございます。よろしくお願いします。

まず、コロナ資金繰りの現状につきまして、皆様とほぼほぼ同じでございます。正常化に向けて段階を踏んで戻していくということについての方向性については異論もございませんし、あと、パーセンテージ、割合について、また、タイミングについて議論はあると思いますけれども、その方向性で進むことに何の異論もございません。

次に、信用保証協会支援の在り方についてですけれども、今お話もありましたけれども、も連携って何だっけというのは、言葉としては大変美しいのですけれども、実際に、そもそも、これが本当に連携されていないことが問題なのかとか、連携されることによって何か解決するものがあるのかというのは、疑問は正直残るところでございます。

26ページから課題のほうは記載いただいておりますけれども、まさにそうなのだろうと思う文書であるものの、本当にこれが解決されれば支援がそもそも伸びるのか、また、支援によって何が起こるのかというのはなかなか見えてこないなど。まだ妙案があるわけではないのですけれども、本当にこの支援が必要で、何を指すのかというところというのはまだ少し詰めていく必要があるのではないかなと思っております。

あと、一点、少し疑問がありましたのは、42ページにあります中華料理店の例でございますけれども、もともと経営者保証に関して言うと、返済に問題があるかないかというよりは、きっちりと組織として、法人としての体裁を残しているかどうかというところが重要だと私は認識しております。信用リスクに関しては、金利のほうでカバーすることかなと思っておりますので、返済力があるかないかという点で経営者保証がどうかというのは、もともと創業のリスクというところで経営者保証が邪魔している、阻害要因になって

いるということを考えると、返済力というのはまた別議論ではないかなというのが、私としては感じているところでございます。

さらに経営者保証改革についてでございますけれども、地域ごとにばらつきがあるというのは、ばらつきがあること自体が問題ではなくて、かつ、実効性のある活動ができるかどうかというところをちゃんと見るべきかなと思っております。

明確化する、(2)のほうの要件の明確化というのは大変重要なところであると思うのですが、1点注意しなくてはいけないと思うのは「役員報酬や配当が社会通念上適切な」という表現でございます。法的にもよくこういう表現が使われますし、言いたいことはよく分かるのですが、実際に、これは誰が決めるんだっけというのは、各金融機関が決める場合に、類似会社とかをよく引っ張ってきますけれども、では、各金融機関が、これが本当に社会通念上適切と判断できるのかどうかというのは、現実なフローを回す上で結構論点となってくる、税法上でもよく論点となる部分ではございますので、この辺の一定の基準とか、ガイドラインに載せるとかは厳しいと思うのですが、QAで回答するとか、そういった具体例というものをお見せする必要があるのではないかなと思っております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、今回から御参加いただいている岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 初めまして。菱岡工業株式会社の岡田亜紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

弊社は製造業なのですが、私を御紹介させていただくと、もともと幼稚園の先生をやっておりまして、突然先代が他界しまして、今の会社に入りました。製造業をやりながら、現在は障害のある方の就労支援事業として、いろいろな事業に取り組めるような環境づくりをしている法人であったり、保育園の経営とか農業法人等もやってございます。

今回、中小企業の代表として委員の仲間入りをさせていただいたということもありまして、周りの経営者の皆さんにもいろいろ実態とかを聞かせていただけてきましたので、意見というよりは、今の実態を皆さんに知っていただけたらなと思ってお話しさせていただきたいと思います。

よく私たちが思うのは、弊社も、私が会社に入ったときは、売上高が今の4分の1程度の企業だったのです。それこそ、雨の日には傘を貸してくれなくて、晴れの日になったら傘を貸してくれるというのを、自分が経営に関わって26年間ですごく感じてきたことなのですけれども、結局、今しんどいところは、コロナでもしんどいのですけれども、コロナになる前からやはり経営状態がしんどかったり資金繰りがしんどいという企業さんが、今も引き続きしんどいかなというのをお聞きしていてすごく思うのですが、やはり銀行さんとのつながりとかも、小さい企業とか苦しい企業に限ってあまりないかなと。いろいろな情報をもらったり、好条件をもらえていないなというのをすごく感じています。

弊社が、まさに自分のところもそうだったのですけれども、昔はすごく金利が高くしかお借りできなかったのに、あるとき、地銀の頭取から、なぜ御社はこんな支店の担当になっているんだと。本店に移れと言われて、本店に担当を移してもらった途端に、急に金利がものすごく好条件に変わって、すごく助かったのは助かったのですけれども、本当に苦しいときに金利が高くて、多少なりとも経営が楽になってきたときに金利が下がるという、本当は逆だったら経営的には楽なのかなというのはすごく思っていて、今もそういうことで苦しんでいらっしゃる経営者の方がすごく実態的に多いのかなと思っています。

経営者保証の話なのですけれども、私も、もともと経営者保証というのをさせていたのですが、あるときから経営者保証というのをしなくていいようになりまして、特に経営に対するスタンスを変えたわけでも何でもないのですけれども、銀行さんから保証してくださいと言われなくなって保証しなくなったり、あと、信用保証協会さんの保証付きの融資というのも、あるときからそういうものを全然銀行さんから言われなくなりまして、今はそういうのは利用はしていないのですけれども、周りの方に聞くと、やはり経営者保証していらっしゃる経営者の方というのは結構いらっしゃるって、経営者保証しているがために事業承継できない、後継者に引き継いでもらえないというのがあって、すごく高齢化してきているけれども自分がやるしかないんや、こつこつ返しているんやとってお悩みの経営者の方がすごく多いなというのを思ったのです。

最近、商工中金さんがある程度の規模感になってきた企業さんには、経営者保証を外してくれる傾向にあるらしくて、それをほかの銀行さんにも訴えたところ、何とか外してもらえたという声もちろほら何人かからお聞きしましたがけれども、実態的にはまだまだ経営者保証をしている企業さんというのは、小規模な企業さんは結構あるなというのを感じています。

先ほど古川さんがおっしゃっていたのですけれども、会社からお金を借りている人というよりも、結局会社で自分がお金を貸しているというか、何か設備投資するときに、自分が結局お金を持ち出しているという企業さんというのが多いのかなと。弊社も以前、私の父がそういう状態だったと母から聞いております。会社からお金を借りている経営者の人は、私の周りで知っている限りは、結構それなりに会社が厳しい状態ではなくて、個人的にまとまったお金をちょっと使って、個人的に欲しいものを買うために借りているみたいな、いかながなものかなというような理由で借りているような人が多いような気がします。

厳しい経営状況の中、頑張っている小規模な事業者さんに対して、やはり傘を差し出してあげられる制度というのはぜひ続けていただきたいなと思っております。

制度で言うと、最近、コロナ禍になって、事業再構築補助金とかもできて、弊社も、今回、実は申請させていただいて御採択いただいたのですけれども、この事業再構築補助金で申請するのもめちゃくちゃハードルが高くて、時間も要するし、それに対しての時間と労力というのはすごく、何とか下ろしていただきたかったので、結局、弊社はコンサルさんを入れるということを選択したのですけれども、コンサル費用も、成功報酬とはいえ、

手付金みたいなものも必要だったり、その報酬が約10%前後と皆さんに聞いていますけれども、すごい額になるので、そういうのを使わなくても、本当に困ったときに使える制度というのをもうちょっとつくっていただけたら助かるなと思います。

ちょっと的外れなことを申し上げていたらすみませんが、以上です。ありがとうございました。

○家森委員長　ありがとうございました。

まさに我々も頑張っている中小企業さんは何とか応援していきたいなと思って、そういう仕組みをつくっていききたいと思っております。今後もいろいろ御意見をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、同じく、今回から御参加いただいている小田委員、お願いいたします。

○小田委員　ヒルタ工業の小田と申します。

当社は、岡山県を中心に自動車部品の製造をやっておる会社です。そういった立場で話をさせてもらえればと思います。どうぞよろしくお願いします。

今日、御説明いただいた資料の内容につきましては、ほかの方々と同じで、特段の異論等はございません。

その中でも、コロナの資金繰りのところについて、今回の件がありましたので、当社の仕入先7社ほどにコロナ関連融資の現状を少し確認してまいりました。

その結果としては、仕入先7社に確認を取ったのですが、そのうち6社がこのコロナ関連融資を利用しておまして、そのうちの3社が今から返済が始まる場所なのですけれども、今後、金融機関との協議が必要であろうということを言われておりました。

これは、主には、コロナに端を発する半導体不足、この影響が特定の自動車メーカーあるいは特定の車種ではまだまだ影響が出ているということがあって、仕事量がまだ完全には戻っていないという影響によるものです。ですので、御説明がありましたとおり、段階的に特別対応を戻していく、こういったことがありがたいのではなかろうかと思っております。

私からは以上です。

○家森委員長　どうもありがとうございました。

ここまでで委員の皆様のお発言は一巡したと思います。私が名簿の読み間違いをしていなければでございますが。大丈夫ですね。

追加で御発言を希望される方もいらっしゃると思うのですが、今日10時まであと20分ほどということになっておまして、まずはオブザーバーの方から意見を頂戴したいと思います。オブザーバーの方で御発言の希望がありましたら、先ほど申し上げましたようにWebexのほうにお書きください。

今、既にお二人入っておりますので、まず、朝日信用金庫の富山様、お願いします。

○全国信用金庫協会　おはようございます。朝日信用金庫の富山でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

中小企業、小規模事業者と日々やり取りをさせていただいております地域金融機関の立場から2点申し上げたいと思います。

1つ目は、52ページ、論点1の「コロナ資金繰りの現状」、①のセーフティネット保証4号に関してになります。

事務局から説明がありましたが、セーフティネット保証4号について、中小企業金融の現場からすれば、借換えだけではなく新規融資ももう少しの間必要ではないかと感じております。確かに信金業界で直近に実施した業況判断DIは、コロナ前の水準まで戻りつつありますが、資金繰り判断DIは、コロナ前の水準まで戻っておりません。

一方で、民間調査会社の調査では、倒産件数、特にコロナ関連倒産も増加に転じております。コロナが5類になったのが先月であり、また、現在の状況も、コロナ禍が起因となったものであることを踏まえると、やや拙速ではないかと思えます。

事業者の事業や経営の波及にはタイムラグがあると思えますし、当金庫でも引き続き4号の新規融資のニーズは一定程度ございます。したがって、事業者のコロナからの回復に向けて、もう少しの期間は4号の新規融資を継続いただき、事業者の選択肢の一つとしていただけると大変ありがたく思っております。

2つ目は、52ページの「2. 信用保証協会の支援の在り方」に関してです。

これは信金業界としての意見というよりも一つのアイデアですが、信用保証協会と認定支援機関である地域金融機関が連携して、405事業やポストコロナの事業に取り組むといった対応も考えられるのではないかと思います。

当然、金融機関によって事業再生、経営改善の体制は異なるため、全ての金融機関が実施できるか分かりませんが、連携の一つの方策の案として挙げさせていただきました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○家森委員長　ありがとうございました。

続きまして、全国中央会の及川様、お願いします。

○全国中小企業団体中央会　及川です。

私どもは業種別団体で、5月、6月総会で、経営者の方々とお会いする機会があって生声を聞いてきたのですが、やはり5類に移って大変局面が変わったなと感じています。

中小企業の経営は、100%保証ということも必要なのですが、他方で、しっかり金融機関には経営改善、経営に関するアドバイスをさせていただきたいという声が大変強くございます。また、先行きどんな大きな危機があるかもしれませんので、そういった危機のときに、いつでもまた措置ができるような、100%に戻せるような措置を今つくっておくことがかえって必要なのかなと感じております。

まずもって中小企業の経営者は、金融機関からの経営改善を大変強く望んでおりますので、ノーマルのほうに移していただくのが、今考えていただいて結構だと思います。

もう一つスタートアップの創出でございますけれども、私どももグループ創業ということで大変相談を受けていますので、中央会としても、しっかりここはPRをして利用をし

ていただくように推進をしていきたいと思います。

以上です。

○家森委員長 ありがとうございます。

続きまして、日商の山内様、お願いします。

○日本商工会議所 日本商工会議所の中小企業振興部長の山内でございます。

簡潔に申し上げます。

足元の資金繰りにつきましては、経営支援の現場で、コロナが明けて売上げが拡大し、切迫感のある資金繰り相談は確かに少なくなっていると思いますが、一時期、一律的に厳しかったコロナ禍に比べての業績の持ち直しであり、ここに来て物価高とかエネルギー高、人件費等が重荷となり、6月末に発表予定の日商の景況調査では、資金繰りDIは4か月ぶりにマイナス、先行きもマイナスになりそうな状況です。少し気になるところですが、しっかり自律的な経営、利益を上げられる、原資を稼いでいく、こういったところに向けて、経営力再構築伴走支援を今強化しているところです。

信用保証協会の支援につきましては、やはり中小・小規模事業者の収益力の改善や事業再生が進む形での借換えが非常に重要だと思っております。そのためにも金融機関、信用保証協会における経営支援が大事であり、資料にございますが、事業再生を見据えた前向きな取組が進むようなインセンティブを、ぜひともよろしくお願いいたします。

経営支援の面では、商工会議所も受託している中小企業活性化協議会、商工会議所など、中小企業支援のプレーヤー間の連携も大事であり、しっかりやっていければと思います。

最後、経営者保証につきましては、制度創設にあたり要件はありますが、個人の保証債務がなくなることは安心感を与えます。地域を支える創業・スタートアップを進めていくためにも、この要件を適切な範囲で、分かりやすい形で、進めていただきたいと思います。

最後、スタートアップ創出保証について、PRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国信用保証協会連合会、山本様、よろしくお願いいたします。

○一般社団法人全国信用保証協会連合会 全国信用保証協会連合会の山本でございます。

信用保証協会の支援の在り方等につきまして、委員の皆様方から様々な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。当連合会、そして信用保証協会といたしましても、コロナ禍で債務が増大した事業者の収益力の改善が重要な課題であると認識しておりまして、先ほど先生方からお話がありましたように、関係機関の皆様との間で、金融支援と経営支援がしっかり繋がるような連携をして、さらなる経営支援の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そして、現在、各地の信用保証協会におきましては、各地域が抱えているそれぞれの課題の特徴を十分に踏まえて、工夫を凝らしながら、事業者への経営支援に取り組んでいるところでございます。連合会として機会を捉えて、優良事例の情報共有や横展開に努めて

いるところがございますけれども、これに一層力を入れていきたいと思っております。こうした状況や取組につきまして、委員各位の引き続きの御理解をいただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。

それから、経営者保証改革につきましては、地域ごとにばらつきのある状況のスタートアップ創出促進保証につきまして、信用保証協会といたしましても、さらなる活用に向けて、制度内容や活用の仕方などを含めまして、一層の周知に取り組んでいきたいと考えております。

経営者保証の提供を選択できる制度の詳細設計につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、また、神崎課長からも言及をいただきましたが、現場での実務がワークいたしますよう御配慮をお願い申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございます。

○家森委員長 ありがとうございます。

オブザーバーの方々からのチャットでの御発言の申し出はここまででございます。

委員の先生方、追加で御発言の御希望がございますか。

神崎さん何かありますか。

○神崎金融課長 最後に質問に対してお答え申し上げます。

○家森委員長 お願いします。

ほかに委員はよろしいでしょうか。

私からもごく簡単にコメントをして、最後に神崎さんにお答えいただこうと思います。

コロナ資金繰りの現状に関して、セーフティネット保証4号の在り方ですが、多くの先生方は、やはり100%保証というのは例外的なものなので、今すぐかどうか、タイミングの問題は別にして、これは縮減していくというのが必要ではないかという方向の意見が多かったと思います。

そもそも原則は80%保証であり、特別なときに100%保証、これは金融機関の体力の問題があつてリスクが取れないとか、審査を十分にできないような特殊な状況かなと思っておりますので、そういう方向ではなかったかと思いました。

コロナ資本金劣後ローンについては、ここでは事業再生面で有効であるということなのですが、これが本当に有効に機能しているのかについても検証していく必要があるし、どういう場合に、これが効果があるのかということも、まだまだよく分からないところがあるような気がいたしております。

信用保証協会の支援の在り方に関しても、先ほど金融機関の支援はどうしても金融支援に偏るところがあるという御指摘もありましたが、今後、企業の方々のお困り事というのは本業のところにあるので、その本業支援をどのようにやっていくのか、その人材を保証協会がどのように育成していくのかということも問題になってくるのかなと思ったりしました。

保証協会も人的資源が限られていて、金融機関も収益性もあつて限られている中で、ど

ういう企業を優先的に支援していくのか、頑張っている企業を支援していきたいということなのですが、その頑張っているというのはどのように選んでいった支援していくのかという、選ぶというところも、なかなか難しいなと思いながら聞いておりました。

それから、経営者保証改革のところでは、既に新聞報道などでは、10以上の金融機関が経営者保証を求めないのを原則に変えたというようなことになっているように、我々の委員会での議論と世の中が同じ方向に動いています。今度、法改正でできる部分について、社会通念上適切な範囲ということについてもいろいろな御意見がございました。私もこの条件そのものはあってしかるべきかなと思うのですが、では、これを誰が判断するのかというところにやはり難しいところは残ってくるなと思いました。

先ほど、嶋津委員からおっしゃっていただいたように、ある局面では普通の値段よりもはるかに高いものが別におかしいことはないし、その方が事業価値を高めるという可能性もあるので、そういう部分、これはどのように決めるのかなということも、今後、検討していただく必要があるなというふうに感じました。

それでは、最後に、神崎課長のほうから、全てというわけではなく、幾つかの御指摘に適宜御回答いただきたいと思います。

○神崎金融課長 本日も御議論をありがとうございました。

何点かお答え申し上げます。

まず、小林先生から、コロナ前の融資の借換えというところについて御指摘いただきました。

この点でございますけれども、既に民間ゼロゼロ融資の段階でコロナ前の融資からの借換えというものが一定程度行われているという実態もございまして、コロナ前の融資かコロナ後の融資かというところで切り分けてしまうと、既に借り換えている事例があるという中で、なかなかきれいな線引きができないのかなと考えております。

また、コベナンツのほうはしっかりと検討を進めていきたいと思います。

また、嶋津委員のほうからございました、経営者保証に絡んで社会通念上云々というところでございます。国会での御議論でも、例えば役員報酬についても、スタートアップ企業と普通の企業では異なる中で一律に基準を設定するというのはおかしいのではないかと、こういう御指摘もいただいたところでございます。使い勝手、分かりやすい簡素な制度というところと実態に即したというところをどう両立させていくのか難しい問題でございますけれども、引き続き精査していきたいと考えてございます。

また、滝澤先生のほうから、劣後ローンのところの金利の水準について御指摘をいただきました。劣後ローンはあくまで資本性資金ということなので、黒字と赤字で大きく金利が変わる制度でございますところ、コロナの劣後ローンについては、平時の劣後ローンと比べますと、黒字の場合の金利水準をかなり政策的に抑制した形になってございます。そういった部分も含めて、この劣後ローンというものがどういう効果を生んでいるのか、しっかり効果検証をやっていききたいと考えております。

また、昨年度は、いわゆる認定支援機関がやっている経営改善支援の効果検証に取り組みました。御指摘を踏まえて、協議会のEBPMにもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○家森委員長 ありがとうございます。

もう時間的にこの辺りにせざるを得ないと思いますので、追加で御意見のある委員、オブザーバーの方におかれましては、意見書という形で事務局にお送りいただければ皆様にも共有するというようにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○神崎金融課長 本日も御多忙の中、御議論いただきまして、ありがとうございます。

今年度も引き続き中小企業金融について本小委員会で議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次回日程については、また事務局より調整させていただきます。

ありがとうございました。

○家森委員長 それでは、中小企業政策審議会第10回「金融小委員会」を閉会いたします。皆様、本日は御審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。また次回もどうぞよろしくお願いいたします。

午前9時58分 閉会